

北海道師範塾 「教師の道」 塾頭通信

第 889 号 平成 27 年 3 月 2 日

偏向メディアと取材拒否

兵庫県西宮市の今村市長が、1月23日に行われた定例記者会見の席上、「西宮市に対する偏向報道をしたマスコミ」に対して、抗議しても改善されない場合には、その後の取材を一切拒否するとの方針を示した、との報道には正直「なんという時代錯誤の物言いなのだろう」と脅かされました。

もっとも、この「偏向メディア」に対する取材拒否方針は、マスコミ等からのブーイング、反響の大きさに驚いたのか数日後に「配慮が足りなかった」として撤回しています。

市の方針転換により、騒ぎは収束している感じがしますので、ここでまたこの話を蒸し返すのも大人げない感じはします。しかし、マスコミとどう関わるかという問題は、市という立場のみならず学校現場においても無縁ではありませんので、改めてこの問題について考えてみたいと思います。

まず、今村西宮市長は何故、一部の報道機関に対して「偏向メディア」というレッテルを貼ってまで取材拒否をしようとしたのでしょうか。

報道によると、今村市長が問題としているのは、テレビ東京が制作した1月15日の番組で、その内容は、西宮市が阪神大震災で自宅を失った被災者に提供している「借り上げ復興住宅」の返還期限が迫っている事を取り上げるものでした。

復興住宅は今年の9月から順次返還期限を迎えるため、市では入居者に対して住み替えのための斡旋等で対応しているのですが、報道では、市の支援策を取材しているにもかかわらず「市が一方的に入居者を追い出している」かのような報道をしたというものです（1月24日付読売新聞他から）。

西宮市では、この番組を制作したテレビ東京に抗議し、同社から謝罪を受けたとの事ですので、今村市長の怒りたい気持ちは分からなくはないものの、「偏向メディア」といういい方はいささか穏当を欠いているといわざるを得ません。

なお、今村市長は、「偏向メディア」に対する取材拒否方針は撤回したものの、「放送法第4条の趣旨に抵触する報道」に対しては引き続き取材を拒否する方針との事です。

こうした西宮市のマスコミに対する姿勢については、2点について大きな問題があると指摘して置きたいと思います。

まず第1の問題は、自分の意に沿わないからといって、その者に対して「偏向」しているというレッテルを貼ろうという姿勢です。

「偏向」というのは考え方や物の見方が公平公正でなく偏っている事を指しており、「偏向報道」という場合には、報道機関がある特定の立場に立って意図的な情報操作を行って報道する事を指していますが、主には政治的・思想的な側面からいわれる事が多いと思います。勿論、「偏向報道」は、中立であるべき報道としてはあってはならない事ですが、同時に、非常に難しいのは何を以て「偏向」とするかという事です。

例えば、「北海道師範塾は右だ」といわれる事がありますが、一体何と比較して右とっているのか私には理解不能です。北海道師範塾は教師の王道を進もうとしているものであり、右とか左という認識は、北海道師範塾に関わっている者には全くありません。このように、ある報道に対して「偏向」していると感じるか否かは、それぞれ評価する人の立ち位置によって異なるという事です。

市の施策に関しては、どのようなものに対しても賛否様々な立場から議論が有るのは当然の事です。にもかかわらず、市の意向に沿わない報道を「偏向」と決めつけ、市に協力しなければ取材を拒否するという姿勢は、思想統制的な臭いがして、極めて不健全です。

また、記者の思い込みや力量不足等によって事実が正しく報道されないというケースはままある事です。私も、道職員時代は折角取材に応じたのにこちらの意図する事が十分報道されず、報道機関に抗議した事も1度ならずあります。

私は、事実と違う、あるいは、事実の一部しか報道されずに誤ったメッセージが届けられるといったようなケースの場合には、報道機関に対して、その都度当方の真意を伝え、記事を訂正させるか、改めて正確な報道をさせる努力をして来ました。それは大変手間暇のかかる事ではありますが、「意に沿わないから取材拒否だ」と対決するよりずっと建設的だし、報道機関との信頼関係を築く上では必要な姿勢だと思っています。

第2の問題は、情報を積極的に市民に提供すべき立場にあるにもかかわらず、報道機関の対応によっては今後の取材を拒否するという市の姿勢です。

放送法の第4条では、放送事業者に対して、番組編集の基本姿勢として、

- 1 公安及び善良な風俗を害しないこと。
- 2 政治的に公平であること
- 3 報道は事実をまげないですること。
- 4 意見が対立している問題については、できるだけ多くの角度から論点を明らかにすること。

を求めています。仮にこれに反するような場合には放送法に基づき適切に対処されるべきで、行政として報道機関の報道内容等を個別に判断して、市として問題があると判断した場合にはある種のペナルティを課すというのは、適切ではありません。

勿論、例えば、記者がアポイントも取らずに押しかけて来て取材を強行しようとする等、取材のルールを踏み外しているような場合には取材を拒否するという事はあり得ますが、基本的には取材拒否はしないというのが行政の姿勢としてあるべきではないかと思えます。

思い通りにならないからといって報道機関との付き合いを止めるという事になれば、市民に対して伝えるべき事も、また、伝えたい事も伝わらず、やがては市民から選ばれた市長といえども裸の王様になりかねません。（塾頭：吉田 洋一）